

夜間金庫規定

第1条 (利用目的)

この夜間金庫は、当行における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

第2条 (夜間金庫使用料等)

1. 夜間金庫の使用料は、毎月の当行所定の日（以下「支払日」という。）に本人が指定した預金口座から普通預金（総合口座）通帳・同払戻請求書または小切手によらず払戻しのおうえ使用料に充当します。なお、契約時には契約日の属する月を1か月として、その月の使用料を支払ってください。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に到来する支払日から適用します。
3. この契約を解約した場合は、解約日の属する月の使用料を支払ってください。
4. 第3条第1項の入金袋（鞆）（以下「入金袋」という。）および夜間預金通知書兼入金票は有料にて交付します。これらの料金についても第1項に準じて自動引落しができるものとします。なお、入金鞆は、当行所定の個数以内の場合、無料とします。

第3条 (利用方法)

1. この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の夜間預金通知書・入金票および通帳等とともに当行所定の入金袋に入れ、その入金袋を施錠のおうえ夜間金庫に投入してください。なお、夜間預金通知書兼入金票には入金額、その他必要事項を記入してください。
2. 入金袋を投入したのちは夜間金庫の扉を閉じ、念のためもう一度開扉し、入金袋が落下していることを確認のおうえ、利用記録票発行装置のある夜間金庫にあっては利用記録票を受け取ってください。

第4条 (預金への受入処理)

1. この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のおうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
2. 前項の取扱いにあたり、夜間預金通知書兼入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

第5条 (入金鞆等の返却)

入金鞆ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のおうえ受け取ってください。なお、入金袋は使用后廃棄いたします。

第6条 (鍵の保管等)

1. 金庫外扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
2. 入金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金鞆の開閉に使用します。

第7条 (鍵、入金鞆の喪失、き損)

金庫外扉鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

第8条 (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変・その他の不可抗力による損害、金庫外扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

第9条 (反社会的勢力)

この夜間金庫は、第10条3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の開設をお断りするものとします。

第10条 (解約等)

1. この契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合には、金庫外扉鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を直ちに当行に返してください。なお、金庫外扉鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。
 - ① 本人が使用料を支払わないとき。
 - ② 本人について相続の開始があったとき。
 - ③ 本人の責めに返すべき事由または投入物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が発生したとき。
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - ⑤ 本人がこの規定に違反したとき。
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをとってください。
 - ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - a. 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為

第11条（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫外扉鍵、入金袋、入金靴および入金靴正鍵についても同様とします。

第12条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第13条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020. 4. 1 現在)